

通知

工事請負契約に係る最低制限価格の実施について（令和 6 年 1 月 1 日）

令和 4 年 4 月 1 日以降に蓬田村が発注する工事請負契約について最低制限価格制度を実施することとなりましたのでお知らせします。最低制限価格については下記のとおり算定いたします。

記

1 工事請負契約に係る最低制限価格について

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に 100 分の 110 を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額）とする。

※ $K = A + B + C + D$

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

（K、A、B、C、Dのそれぞれの計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て 1 円単位とする。）

※ 一般的な工事の設計書では、工事価格（税抜き設計金額）を算出する場合、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の 4 項目を基準にしますが、記載のない費目の場合は、下表の 4 項目に分類して、最低制限価格基礎額を算出します。

○記載のない費目例

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
工場製作費（工場製作工）	事業損失防止施設費	工場管理費	通信回線契約諸経費
機器費（機器単体費）		機器管理費	水道管移設に伴う申請手数料
直接製作費		設計技術費	
処分費		技術者間接費	
機械設備製作等		据付間接費	
		間接労務費	
		点検整備間接費	

2 解体工事等における最低制限価格の設定について

有害物質等の処理等を含んだもの等、村では必要経費の積算が困難である解体工事については最低制限価格は設定しないこととする。

以 上